

## 那覇市古波蔵児童館指定管理予定候補者の選定結果について

那覇市こどもみらい部こども教育保育課が所管する那覇市古波蔵児童館については、下記のとおり指定管理予定候補者を選定したので、その結果を公表します。

なお、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があり、令和7年11月議会の議決を経た後に正式に指定することになります。

### 記

#### 1 施設の概要

- (1) 名称：那覇市古波蔵児童館
- (2) 所在地：那覇市字国場1169番地4
- (3) 設置目的：市内在住の児童（0歳から18歳未満）に児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする。

#### 2 指定管理予定候補者

- (1) 名称：社会福祉法人 ポプラ福社会
- (2) 代表者：理事長 崎濱 毅史
- (3) 所在地：那覇市壺川2丁目5番地13

#### 3 指定予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日（5年間）

#### 4 選定の経緯

##### (1) 公募

- ア 募集期間 令和7年7月23日(水)～9月24日(水)
- イ 応募団体数 2団体

##### (2) 審査方法

###### ア 選定委員会

- a 選定機関の名称 那覇市こども政策審議会  
(指定管理予定候補者選定部会)
- b 選定部会の委員（委員5人中、4人出席）  
部会長 横江 崇（沖縄弁護士会（美ら夢法律事務所） 弁護士）  
副部長 伊波 就子（那覇市子ども会育成連絡協議会 研修員）  
委員 知花 剛（那覇市PTA連合会 会長）  
委員 宮国 幸子（特定非営利法人 おきなわCAPセンター 副代表）

- イ 選定委員会日時 令和7年10月28日（火）午後2時30分から午後5時10分まで

ウ 選定基準

- a 児童館の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できるものであること。
- b 事業計画書の内容が児童館の効用を最大限に発揮されるものであるとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- c 事業計画書の内容に沿った児童館の管理を安定して行う能力を有するものであること。

エ 選定評価採点表

審 査 項 目		配点
I 事業計画に沿った管理を安定して行う、物的・人的能力を有し、または、有することが確実であること。	指定管理者に応募した理由	25
	那覇市における今後の子育て対策のあり方について	
	法人その他の団体の経営状況 (直近3ヵ年分の収支状況)	
	施設の組織体制、人員配置、勤務体制、職員育成について	
II 事業計画による当該公の施設の運営が住民の平等利用を確保し、その意見を反映することができること。	個人情報保護管理計画	20
	児童館の管理運営の基本方針について (児童館の現状に対する考え方も含む)	
	住民の平等利用の考え方	
III 事業計画の内容が当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の節減並びに安全への配慮が図られること。	地域とのかかわりに関する考え方	45
	子育て支援に向けた事業運営の基本方針について (児童館の現状に対する考え方も含む)	
	施設の利用促進の方策について<数値目標>	
	事故や災害等の防止策および発生時の対応について (危機管理体制)	
IV 経費見積もり	実施計画 (令和8年度から令和12年度)	10
	類似施設や関係団体等との連携計画及び自主事業について	
V 社会貢献及び本市の地域貢献に努めていること	収支計画表 (単年度ごとの5か年分) から経費の妥当性、縮減等について	10
	過去において障がい者雇用やボランティア活動など社会貢献の活動実績はあるか。 本市の社会福祉等にどれだけ貢献しているか。	
合 計		110
最低基準点	110点×4人×60%	264

オ 選定結果

	審 査 項 目(得点)					合計点	平均点 (合計点/委員4人)
	I	II	III	IV	V		
社会福祉法人 ポプラ福祉会	84/100	62/80	134/180	30/40	32/40	342	85.5点
A社	46/100	39/80	96/180	18/40	12/40	211	選外

カ 選定理由

那覇市児童館指定管理予定候補者審査要領に示す選定基準及び採点表において、全出席委員の採点結果が満点の6割264点を上回り、各委員の合意をもって、那覇市古波蔵児童館指定管理予定候補者として「社会福祉法人 ポプラ福祉会」を選定した。

なお、A社において、全出席委員の採点結果が満点の6割264点に満たなかったため、選外としました。